

岐阜市病院事業公告第13号

岐阜市民病院給食業務委託事業者選定に係る 公募型プロポーザル手続き開始について

岐阜市民病院給食業務委託事業者選定を公募型プロポーザル方式により行うので、下記のとおり公告する。

令和8年1月6日

岐阜市病院事業管理者 岩間亨

記

1 業務概要

岐阜市民病院給食業務委託

2 業務の詳細な説明

別紙「岐阜市民病院給食業務委託事業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領」による。

3 参加資格及び参加表明書提出方法

(1) 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ③ 申請書提出期限の日から契約締結の日までの間に岐阜市競争入札参加資停止止措置要領（昭和62年3月27日決裁）の規定に基づく資格停止を受けていない者。
- ④ 岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書第4条各号の規定に該当しない者。
- ⑤ 財団法人医療関連サービスマーク振興会による病院給食業務にかかる医療関連サービスマーク認定業者又は医療法（昭和23年法律第205号）第15条の3に規定する厚生労働省令で定める基準に適合する者であること。
- ⑥ 事業者の実績として、過去10年以内（平成28年1月1日から令和7年12月31日まで）に病床数300床以上の病院においてニュークックチル方式又はクックチル方式の給食業務の受注実績があること。
- ⑦ 受託責任者として、過去10年以内（平成28年1月1日から令和7年12月31日まで）に300床以上の病院における患者等給食業務経験が5年以上ある管理栄養

- 士、又は栄養士で、新調理システム、HACCPの概念に精通した者を配置できること。
- ⑧ 業務責任者として、過去10年以内（平成28年1月1日から令和7年12月31日まで）に病院においてニュークックチル方式又はクックチル方式の業務経験及び300床以上の病院における患者等給食業務経験が3年以上ある管理栄養士、又は栄養士を配置できること。
- なお、受託責任者と業務責任者のいずれかは管理栄養士とすること。
- ⑨ 調理責任者として、過去10年以内（平成28年1月1日から令和7年12月31日まで）に病院においてニューカックチル方式又はクックチル方式の業務経験及び300床以上の病院における患者等給食業務に2年以上の経験を有し、調理全体について助言ができる者を配置できること。
- ⑩ 受注業務の遂行が困難になった場合の代行保障の契約がされていること。

（2）参加表明書提出方法

① 提出先

岐阜市鹿島町7丁目1番地

岐阜市民病院 病院施設課 管理係

※提出方法は、提出先への直接持参、郵送（書留）又は宅配便とする。それ以外の方法による提出は認めない。ただし、郵送又は宅配便の場合は、令和8年1月30日（金）必着とする。

② 提出期間

令和8年1月6日（火）～令和8年1月30日（金）

（ただし、土、日、祝日を除く。）

受付時間は、午前9時から午後5時まで（ただし、午後0時30分から午後1時30分までを除く。）

※本プロポーザル方式による事業者選定への参加は、参加表明書の提出をもって参加表明があったものとみなす。なお、参加表明後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式第8号）を上記提出期限までに持参すること。

4 質問事項の対応

（1）質問方法

所定の質問票により、必ず電子メールにより提出すること。

電子メールアドレス byoin-shisetsu@city.gifu.gifu.jp

（2）質問票提出期限

令和8年1月16日（金）午後5時まで

（3）質問の回答方法

質問票に記載されたメールアドレスに電子メールで回答するとともに、質問者を伏せた形でホームページに掲載する。ただし、質問の内容によって本プロポーザル方式による事業者選定に公平性を保てない場合には、回答しないことがある。

なお、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

(4) 質問の回答日

令和8年1月23日（金）

5 選定の方法

岐阜市が設置する「岐阜市民病院給食業務委託事業者選定審査委員会」で定めた評価基準に基づき、審査委員会で企画提案書等の内容を審査し、最優秀者1者を特定する。ただし、審査により次点の者を優秀者として特定する場合がある。

6 審査結果の通知

審査結果は、令和8年3月17日（火）を予定し、参加者全員に文書で通知する。

7 その他

- (1) 提出されたすべての提案書等は、返却しない。
- (2) 提案に要する費用は、すべて各提案者の負担とする。